

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社田中工業	4030001069425	埼玉県比企郡鳩山町赤沼4 4 7番地

2 指名停止措置期間

令和3年12月24日～令和4年3月23日（3ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

上記有資格業者の一般役員（会長）は、令和2年5月20日、埼玉県鳩山町発注の2件の土木工事の入札に関し、元鳩山町職員（産業環境課再任用職員）から事前に工事価格の情報を入手し、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月11日、公契約関係競売等妨害容疑で埼玉県警及び西入間警察署に逮捕され、同年3年6月2日、同容疑でさいたま地検に起訴された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第8号イ

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 指定区域内の他の公共機関の職員 ロ 指定区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内